

府労組連秋季年末闘争で 不当な「総務部長最終回答」

人事委員会勧告通り、ボーナスは0.1月分引き上げたが、



給料月額は、「来年4月から0.3%引き下げ」との勧告も不当なのに、さらに「今年4月まで遡って引き下げ」との不当な回答。

詳細は組合側態度は、府労組連ニュースを参照してください。

2016年度給与改定による教育職給与への影響額(モデル) 単位:円

泉北教組作成

区分	年収(改定前)	勤勉手当差額(0.1月分)(a)	給料表引下げ(0.3%) 所要の調整(1~3月分)		計(a+b+c)	年収(改定後)
			(b)	(c)		
小学校・中学校 教育職給料表	首席 45歳 特2-65	7,806,753	51,365	12,114	3,810	7,842,194
	教諭 45歳 2-99	7,362,541	46,836	11,574	3,465	7,394,338
	教諭 35歳 2-64	6,151,198	39,163	9,675	3,117	6,177,569
	教諭 大卒新採 2-17	3,476,600	23,307	0	0	3,499,907

(b)所要の調整は(4/1時点の給料、地域手当の合計額)×0.3%に月数を乗じて得た額。はマイナスをあらわす。
 35歳・45歳の年収は、勤勉手当成績率(改正前)77/100の場合。大卒新採は80/100場合。

チャレンジテストは違法 最高裁が四〇年前に判決

最高裁判所は「旭川学テ訴訟」で、「1976年」に文部省(当時)が行った『全国学力調査』は違法ではない。」との不当判決(1976年)を出しました。

て、成績評価が行われてはならないことは、最高裁判決で明確に示されています。ところが、各学校が評定した中学校1・2年生「成績」が、チャレンジテストの結果により、書き換えさせられています。

最高裁判例にさえ違反する、違法なチャレンジテストはすぐに廃止すべきです。



旭川学テ訴訟最高裁判決(抜粋)

しかしながら、本件学力調査においてとられた右の方法が、教師の行う教育活動と一部としての試験とその形態を同じくするものであることは確かであるとしても、学力調査としての試験は、あくまでも全国中学校の生徒の学力の程度が一般的にどのようなものであるかを調査するためにされるものであつて、教育活動としての試験の場合のように、個々の生徒に対する教育の一環としての成績評価のためにされるものではなく、両者の間には、その趣旨と性格において明らかに区別があるのである。それ故、本件学力調査が生徒に対する試験という方法で行われたことの故をもつて、これを行政調査というよりはむしろ固有の教育活動としての性格をもつものと解し、したがつて地方法五四条二項にいう調査には含まれないとするのは、相当でない。もつとも、行政調査といえども、無制限に許されるものではなく、許された目的のために必要とされる範囲において、その方法につき法的な制約が存する場合にはその制約の下で、行われなければならない。これに違反するときは、違法となることを免れない。

お詫びと訂正

泉北教育 2052と2057で「チャレンジテストは業者テスト」と報じましたが、業者が作成したのは2014年度の試行テストであり、昨年度の本格実施以降は「府教委が作成」の誤りでした。お詫びして訂正します。

「戦争法」発動反対。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。